

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について

警察庁では、運転技能検査の実施課題に「方向変換」を追加すること等を内容とする「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール (menkyoka02@npa.go.jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局運転免許課法令係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和8年9月18日（金）から 令和8年10月17日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
- 5 別紙の内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙の3(1)についての意見…」

〈 凡 例 〉

新府令： 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イ及び第114条の6並びに道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第35条第2項第1号ロ

3 命令等の内容

- (1) 運転技能検査の実施課題に方向変換を追加する（新府令第26条の5関係）。
- (2) 大型自動二輪免許に係る技能教習等に用いる「波状路コース」の形状及び構造に関する基準を見直す（新府令別表第3の2関係）。
- (3) その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

- (1) 前記3(2)及び(3)
令和9年2月1日
- (2) 前記3(1)
令和9年6月1日